

奈良教育大学学生会館使用細則

平成16年4月1日
制 定

改正 平成18年8月30日規則第84号

(趣旨)

第1条 この細則は、奈良教育大学学生会館規則(平成16年奈良教育大学規則第296号)第5条の規定に基づき、奈良教育大学学生会館(以下「学生会館」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用資格者)

第2条 学生会館を使用できる者は、本学の学生及び教職員並びに館長が認めた者とする。

(開館日等)

第3条 学生会館は、次に掲げる日(以下「休館日」という。)を除き、開館するものとする。

- 一 日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- 三 国立大学法人奈良教育大学学則(平成16年奈良教育大学規則第1号)第34条第1項第六号に規定する冬季休業日
- 四 館長が必要と認める日

(開館時間)

第4条 学生会館の開館時間は、午前9時から午後7時までとする。

2 館長は、必要があると認めた場合は、前項の開館時間を変更することができる。

(使用許可申請)

第5条 学生会館の使用を願い出る者(以下「使用者」という。)は、原則として使用当日の2日前(2日前が休館日の場合はその前日又は前々日)に、学生会館使用願により館長の許可を得ること。

(使用者の遵守事項)

第6条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 暖房その他火気使用については、職員の指示に従うこと。
- 二 使用後は、室内の清掃を行い、備品等を現状に復し、職員の確認を受けること。
- 三 使用目的以外に使用しないこと。
- 四 転貸しないこと。
- 五 その他職員の指示に従うこと。

(使用料)

第7条 館長が認めた者が会議、集会、学会等に使用するとき、使用料を徴することができる。

2 この場合の使用料は、別に定める。

(掲示物)

第 8 条 学生会館内における掲示は、職員の許可を得て所定の場所に貼付すること。

(行為の制限)

第 9 条 学生会館内において、館長の許可なくして物品販売等の行為をしてはならない。

(損害の弁償)

第 10 条 使用者は、建物、設備及び備品等を損壊し、又は亡失したときは、その損害を弁償しなければならない。ただし、館長が特別の事情があると認めた場合は、この限りではない。

(使用の中止)

第 11 条 この細則に違反した場合は、その使用を中止させることがある。

(雑則)

第 12 条 この細則に定めるもののほか、学生会館の使用に関し必要な事項は、館長が定める。

附 則

この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行以前に使用を許可されたものについては、従前のおりとする。

附 則 (平成 18 年規則第 84 号)

この細則は、平成 18 年 8 月 30 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

館長	会館主事	副課長	担当

平成 年 月 日受付

学生会館使用願

学生会館長 殿

使用申込者（学生の場合） _____ 課程 _____ コース _____ 回生 _____

所属サークル名等 _____

氏名 _____

（教職員の場合） 所属 _____

氏名 _____

下記のとおり学生会館を使用したいので許可くださるようお願いします。

記

1. 使用の目的： _____

2. 使用人数： _____

3. 使用を希望する室： _____

4. 使用日時：平成 年 月 日 時 分 ~ 平成 年 月 日 時 分

5. その他： _____